

# 生保裁判連ニュース

第一〇号 一九九九年 五月  
発行 生保裁判連事務局  
竹下法律事務所(〇七五二四一三三四)

## 二大生保裁判勝利

### 全国生活保護裁判連絡会 第五回総会のご案内

△日時▽

一九九九年

九月五日(日)

△会場▽

札幌市内

△内容▽

中嶋裁判控訴審勝利報告、記念シンポジウム、分科会(林、中嶋訴訟、ホームレス裁判、北海道をはじめ各地の審査請求事例など)。詳しくは後日要綱にて発表。

△呼びかけ▽

昨年は生保裁判運動にとって画期的な年となりました。九州での二つの裁判(増永訴訟・中嶋訴訟)の勝利は、「適正化」の標的となった九州での初の勝利かつ連続的勝利であった点、また中嶋訴訟では生保裁判にとって高裁段階での初勝利であった点など歴史的なものでした。また林訴訟と中嶋訴訟という二大生保裁判が最高裁に係属するというこれもまた歴史的に初めての出来事となりました。新生活保護法施行五〇周年を前に生活保護行政にとってはまさに転機を迎えたといっても

いま北の大地、北海道では遅い春を今か今かと、待ちわびる人々にやわらかい日差しが感じられる今日この頃です。

しかし、自然の原理とは裏腹に長引く戦後最大と言われる不況は道民の生活を脅かし、冬期間働くことができない季節労働者をはじめ、失業や倒産、離婚などの生活苦による人たちが増え続け、「生活保護を求める世帯」が後を絶ちません。

先日も岩見沢市で、精神障害者の子どもの面倒を見てきた両親が、この不況で扶養することが出来なくなつたため、子どもが生活保護を申請に行くこと「親と一緒に来なさい」と言い、親が行くと「今まで面倒を見てきたからこれからは見れるでしょう」と申請をさせてもらえませんでした。これまで北海道保護課とは「生活保護に関する合意」を交わし、交渉を続けてきていながらもこのような事態が起きています。もっとひどいのが札幌市です。

## “北の国”から

道生連 細川久美子

札幌市における人権侵害は、一九八七年に起きた三九歳の母親が三人の子どもを残して餓死するという「餓死事件」をピークにその後もさほど変わらない人権侵害を容赦なく行ってきました。

その中で、私たちに持ち込まれる人権侵害はごく一部分ですが、「生活保護を受けている者の権利」としての審査請求を七年前からはじめたのです。

なかなかその先へは進められませんが、今度第五回の生活保護裁判連絡会の総会を北海道・札幌で開催することが決まり、たいへん光栄に思っています。

全国の進んだ経験を学ぶ機会にしながら、全国からの参加する人々たちには、それでも北海道の秋を味わってもらいたいと今から楽しみにしています。そして北海道のいろいろな団体への参加を呼び掛け、憲法が保障する「生活保護」を守るために、一同でお待ちしています。

# 福岡・学資保険裁判の現状

弁護士 深堀 寿美

1、昨年の一〇月九日、高裁での画期的な勝訴判決の後、弁護団や支援する会の「上告するな。直ちに実務を改めよ。」との運動も無視して、福岡市東福祉事務所は高裁判決に対して上告をしました。そして、同一二月に上告した理由を裁判所に提出しています。

2、その理由を読むと、生活保護には法律が入る隙間はなく、すべて行政の裁量で行うべきであると、わが国が法治国家であることを忘れたような主張をし、あれだけ膨大な権力をもとに広範な資力調査の同意書を取って資産調査をしているにもかかわらず、「すべての収入を把握することは不可能」と主張したりと、自らの保護の実施について全く反省しようとする態度が見られません。

また、自らがケース記録の提出を拒んでおきながら、本件では事実関係が明らかでないことと主

張し、高裁があれほど明確に事実認定を行ったにもかかわらず再度、本件世帯は「すべての収入を把握することが不可能」で何か不正受給でもした不良な世帯であるかの偏見に満ちた記載をしています。

3、また、何より、何故、この世帯が、一四年間もの長い間、絶えることなく、少ない保護費でやりくりをして、子どもたちの高校進学のために貯蓄をしてきたのか、ということに見向きもしようとしていません（意図的にそうしているのでしょうか）。

すなわち、高校進学ということが、世帯にとっていかに有意義であるか、親にとっては、苦しいながらも子どもの成長・発達を願って、就業の励みとし、儉約した生活を誠実に送ることのバネにもなります。子どもにとっては、無限の可能性ある人生をやり多きものにするために学びたいという根本的な希望を叶

を叶えるために、経済的に余裕がない中、親とともに儉約した生活を送ることを学びますし、夢の実現のためにがんばることも学ぶことができるのです。

4、ただ、それが、普通です。この家庭も同じです。何も、特別なことではありません。

特別のことではなく、普通のことをやっただけなのに、この世帯は、「保護受給中」ということだけで、その努力を踏みにじられたのです。

行政の側は、保護世帯がここまで苦勞しなくても、高校進学

くらい実現できる福祉行政を目指すべきなのに、その努力を平気で踏みにじっています。

それどころか、行政は、本件保護変更処分が違法と言われると、現場が混乱する、と主張し、あたかも「司法は行政のやることに口出しするな」と言わんばかりです。

5、行政側の主張は、従来と特に変わることはありませんが、繰り返される右のような態度に、弁護団は怒りを新たにしています。

6、初めて出された高等裁判所に

おける保護行政での処分違法が、きちんとした形で確定され、実務を変えることができるよう、裁判所を舞台としたところでは弁護団は従前以上の努力をする所存です。

しかし、この判決をいい形で確定させるためには裁判所外での運動が不可欠です。弁護団を含めて、今後の運動をいかにすすめていくか検討中ですので、みなさんの力でこの判決を確定させ、行政を変えましょう。

今後とも、よろしくお願い致します。

## 中島訴訟最高裁勝訴支援

全国キャラバンへのご協力をお願い

生保裁判連事務局

中島訴訟上告審での完全勝訴を実現するための全国キャンペーンを全国の生活と権利を守る連絡会の協力を得て行う予定です。

全国キャンペーンは、既に3月26日に横浜にて公扶研関東ブロックが開催された折りに始動しました。既に開催が決定しているのは、6月3日の京都、9月5日の札幌（生保裁判連の総会・交流集会と兼ねる）です。

その他にも名古屋（林訴訟も最高裁に係属中なので、林訴訟の支援も兼ねる）、広島（無年金障害者運動の支援も兼ねる）、岡山、神戸、大阪（ホームヘルパー派遣訴訟の支援も兼ねる）、金沢（高訴訟や官岸訴訟の支援を兼ねる）、東京そして福岡でも開催するべく準備中です。また、全国的な「支援組織」づくりなどについては、こうした「キャラバン」活動と並行して東京で調整を続けたいと思っています。

今後皆様のご支援とご協力をお願い致します。

# 林訴訟・上告理由補充書を提出

名古屋屋弁護士士会

弁護士 内 河 恵 一

一、一九九七年八月八日名古屋高等裁判所における予想外の逆転敗訴に、弁護団・支援者ともども、くやしい思いをした。高裁の審理はわずか三回であり、誰もが地方裁判所の結論を維持するものと考えていたのである。しかし、右高裁は、一九九三年の不況の波に、働き先はなく、しかも冷夏が重なり、そこで野宿を余儀なくされた林さんに、単なる統計資料や新聞の求人広告をもとに「探せば仕事はあったはずだ」と全くの推論に終始し、その上、仕事につけなかったのは、林さんが怠慢であったからで、「能力を十分に活用しなかった」と断定し、逆転敗訴の結論を導いてしまったのである。

二、弁護団は、直ちに上告し、一九九七年一〇月八日上告理由書を最高裁判所に提出した。その経緯については、本誌第八号に藤井克彦氏が詳述しているののでここに譲りたい。本稿では、上告理由書の内容を補充する意味で、一九九九年一月に最高裁判所に提出した「上告理由補充書」について報告する。

ちなみに、上告審になって最も大きな変化は、弁護団の強化である。家永教科書裁判等で大きな働きをされ、また、最高裁にかかわる多くの経験をされている新井章弁護士を中心とする東京中央法律事務所のご協力を得ることになったことである。

新井弁護士は、生活保護法にかかる歴史的事件「朝日訴訟」の中心となった弁護士であり、誠に力強い助っ人である。

三、さて、上告理由補充書といえは、上告理由をあくまでも補充する書面であり、そこに新しい主張を展開することはできないとされている。しかし、現実には書面を作成することになると、上告理由書自体の不十分さをどのようにに補充していくかという課題が結構あるものである。そんなことに苦労しながら、一九九八年一年間再三にわたる準備を繰り返えし、ようやく本年一月二十九日最高裁判所に九六頁に及ぶ上告理由補充書を提出することが出来た。

その内容は、概ね次の通りである。

1、第一、原判決の基本的な特徴と問題点  
ここでは主に、原判決の問題点を総論的視点から指摘した。すなわち、①原判決にみる違憲審査・人権的審査の責務の放棄②生活保護法の解釈適用に関する一面的で硬直した判断態度③現実無視の建前論（「はずだ」の論理）にみる人権感覚の希薄性④控訴審の審理が手続的正義に反する指揮にもとづき、極めて異常かつ不公正であったこと等を説得力をもって論述した。

2、第二、憲法第二五条違反  
ここでは、原判決が事実を正しく洞察せず、その上、独自の推論で結論を導いたことの問題点を指摘した上、更に大きな問題として、一審が、行政処分は生活保護法に違反するとの生活保護法に違反するとの当方が生活保護法に違反するとの当方の主張を排斥したのであるから更に当方の憲法第二五条に違反するとの主張が成立するか否かの点についても、具体的な判断を示すべきであったにもかかわらず、全くそれに触れることがなかった点を強調した。この意味で本件は、正に憲法訴訟といえるのである。

3、第三、生活保護法の解釈の問題  
林さんが生活保護法第四条の一項に言うところの能力活用をしていなかったという認識をもったところに、原判決の最大の問題があったわけであるから、本項では、生活保護法第一条乃至第四条の解釈の在り方を展開し、原判決がいかに生活保護法の解釈を誤ったかにつき強調した。

4、第四、原判決の「経歴則違背」及び「理由不備・理由齟齬」の主張  
原判決の事実認定は、独断・偏見・推認に基づいている。そのため、その結論と証拠とが必ずしも直結しないのである。特に、原判決が、林さんには就労可能性があったとの根拠として指摘する事実は、むしろ、就労可能性につきこれを否定する根拠となるべきものであることを強調した。この点で、原判決の経験則違背は、かなり、顕著なものであると思われる。正に「先に結論ありき」の典型的判決である。

また、原判決が処分開始決定日等につき、極めて不明確な態度をとっている点も理由不備（判断遺漏）として主張した。

5、第五、国家賠償請求について  
この点は、上告理由では明確に述べていないが、名古屋市等の違法な処分は、結局国家賠償の問題に帰着するという観点から、改めて国家賠償責任にかかわる論点を「不法行為」と「損害」の二点から整理し、主張した。

6、第六、心理不逞  
上告理由においては、原判決がいかに不十分な証拠を軽率に援用したかを詳述した。本書面では、特に、控訴審の釈明義務違反と、それによる不公正な審理態度を指摘した。

四、右上告理由補充書の作成準備は、京都・名古屋に加えて東京においても再三繰り返され、多くの人々の協力を得た。右補充書には、社会保障研究会代表の元日本社会事業大学教授小川政亮先生の「人間の尊厳・平等の担保としての生存権」社会保障とくに、公的扶助の権利を中心にして」と及び高野山大学講師の上畑憲宣先生の「生活保護法が国民の生存権保障の最後のネットであること」を願って「林訴訟」上告理由によせて「という二つの意見書を添えて、われわれの主張の強力な支援をして頂いた。

五、現在、上告理由補充書は、最高裁判所調査官により検討されているが、更に積み残した課題もあり、第二の補充書を作成すべきと考えている。

# 金沢・高訴訟、結審！

## 判決は六月二日に指定

弁護士 奥村 回

金沢地裁での高訴訟は、この三月一日、第一八回弁論で結審し、判決は、六月一日と指定されました。

原告側は、石川県心身障害者扶養共済年金の収入認定の不当性、他人介護料の厚生大臣特別基準に上限のないこと、他人介護料の不足な者は収容保護すべきとの被告主張に対する反論及び原告が障害者として社会に暮らすことの当然性、介護不足の生活実態等を詳細に主張しました。そして、昨年一月二〇日の二度目の原告本人尋問に続き、原告本人による最終意見陳述を行いました。以下、その意見陳述の概要を紹介し、高訴訟の報告及び皆様の支援に感謝したいと思えます。なお、原告の意見陳述は、口頭によるものであり、以下は私のメモによるもので必ずしも本人意見そのままではありません。

「遺恨十年、一剣を磨く」とは、詩吟川中島の一小節目です。この時代でも十年は非常に長いものであると詩は言っています。然るにスペースシャトルが飛ぶ世の中で、十年とは、昔の世に比べれば三倍も五倍もの長さを感じるのが現代であるならば、私が裁判

所に提起した本件の問題は、今年の八月をもって、私が最初に、その不当性を訴え、市に抗議し、さらに審査請求等をした時から、既に十年なのです。

この時間のあいだ中、何をしておいても本件のことを一番先に考えてきた十年です。そう思うと、よく執念が続くものだと言わざるを得ません。そして、この十年は、本件を私と一緒に見守って戦ってくれた人に掛けた迷惑の十年であるとも言えます。しかし、障害者である私が、この社会で生き抜いてきた十年で、それが一番の感謝だと頑張ってきた十年でした。

そして、ずっと思い続けてきたことは、この町で生きていて欲しいと願って亡くなっていった母親の意志です。最近のベストセラーに乙武さんという方の『五体不満足』という本があり、その中で乙武さんは、あの両手両足のない子供が生まれた時、母親はその子をかわいいと言ってくれた、それがその後も現在も一番の支えであるというような事を書いてあります。私の母親も私を愛してくれました。私が、こうやって町の中で生活をしたいけるように自主性をもった教育をしてくれました。その母親

に感謝しつつ、その母親が掛金を掛け続けてくれた本件年金は、収入認定されるべきお金ではないと今でもはっきり思っています。これからも自分の信じるところに従って生きてゆくつもりです。

### 介護保険法で

十分な介護は保障されるのか

1、多くの批判を浴びながらも国会において成立した介護保険法は来年（二〇〇〇年）四月一日から施行されようとしています。保険料は当初示されていた月額二五〇〇円の基準を大きく上回る二五〇〇円の基準を大きく上回ることが確実となっており、他方新ゴールドプランに基づくホームヘルパーの数はほとんど自治体で未達成のままとなっています。このままでは「保険あって介護なし」となることが懸念されており、四割の自治体が来年四月の実施を延期すべきであるとしています。

ともあれ、実施される介護保険において高齢者が必要にして十分な介護を受けられるかどうか最大の問題です。2、現在、厚生省は市町村に対し、要支援（要援助又は要介護）のためのチェックポイントとして八五項目を提示しています。しかし、それらのチェックポイントがどのようなウエイトをもち、あるいは主従の関係にあるかについては秘密とされています。

ここまで私を支えてくれた弁護士さんはじめ多くの皆さん、さらに裁判所にも感謝したいと思います。長い間、ありがとうございます。さて、裁判所は、どのような回答

第一次判定のためのソフトはまさにブラックボックスであり、ケアマネージャーや福祉現場の専門担当者にも開示されていません。このような秘密主義の下では、実態に即した、あるいはニーズに見合った要支援認定がなされるかどうかは極めて疑問です。現に実施されているモデル事業の中でも指摘されていることですが、厚生省が示した前述の基準に従った認定の結果は現在給付されている介護サービスを下回る結果となったり、現在介護サービスを受けている高齢者が認定除外となるケースが発生しています。そのため、自治体から多くの疑問が提出され、厚生省は基準の見直しを余儀なくされています。

(1) 第一に、介護保険法に基づく要支援認定は高齢者の人権を保障し、真に豊かな老後を保障する介護サービスを実現するものでなければならぬことを認定過程の民主的保障によって実現することを求める必要があります。すなわち、高齢者のニーズを基礎とし、適切で十分な介護給付サービスが実現されるためには要支援認定の段階から民主的な

を出すのだろうか？生活保護という制度への理解、しかも多くの障害者がそれに依存している現状、さらに障害者そのものへの理解が問われている本件。こうご期待！

手続（ないし民主的なコントロール）が保障されていなければ介護が権利として保障されることにはなりません。

(2) 次に認定された要支援の有無や介護度に対する不服申立が保障されなければなりません。そのためには審査請求のバックアップが不可欠です。高齢者（又はその家族）が自己に対する認定に不満を抱いたり、ニーズが満たされないまま非人間的状態で放置された場合、法律家による援助体制がなければ真の意味での不服申立が保障されているとは言えませんし、政府のいう「権利としての介護」が保障されたことにはならないのです。

3、そこで、介護保険が実施された時点で全国の弁護士が「介護保険一〇番」や「高齢者支援相談体制」を実施する必要があるのではないのでしょうか。介護保険制度の実施にあたっては、個々の弁護士が単発的に対応していたのでは到底高齢者の求めにこたえることはできないと思えます。

（弁護士 竹下 義樹）

第一回弁論開かる

一九九九年二月二五日、大阪地方裁判所の大法廷で、釜ヶ崎の日雇労働者だった佐藤邦男さんの生活保護受給をめぐる裁判の第一回弁論が開かれた。傍聴席は、釜ヶ崎の労働者や市民グループの釜ヶ崎医療連絡会議（医療連）のメンバーらで埋めつくされた。

被告側（大阪市立更生相談所所長、大阪市、大阪府）は、提訴から三ヶ月近く経つというのに請求原因に対する答弁さえ行っておらず、その上に答弁には数ヶ月欲しい、などと公権力にあるまじきふざけたことを言った。当然我々は早期の答弁を求め、裁判所からも被告らに対して早期の答弁をするようにとの指導がなされた。

その後、予定どおり佐藤さん本人の意見陳述が行われ、佐藤さんは、たくさんの傍聴人の中緊張しながらも、大きな声で堂々と意見陳述をした。佐藤さんに引き続き弁護団長の竹下義樹弁護士が本件訴訟の意義について意見陳述を行い、私が本件訴訟の争点等について意見陳述を行った。

九七年秋にひよんなことからこの問題に関わるようになり、弁護士歴三、四年目の友人ら（竹下育男、石那田隆之、江村智禎、河野豊、遠藤比呂通各弁護士）と勢い

だけで突っ走って来たが、とうとう裁判が始まった。提訴前から竹下義樹団長と尾藤廣喜弁護士という大先輩の心強い応援を得て提訴にこぎつけ、釜ヶ崎の現場で長年地道な活動を続けて来た医療連の方々の熱い視線を感じる中、佐藤さんの一生懸命な意見陳述を聞いているうちに私も思わず熱くなってきました。私たちが行った意見陳述の概要をこの場を借りてご紹介させていただきたい。私たちの被告らに対する宣戦布告である。

大阪・佐藤訴訟、ついに始まる！

弁護士 小久保哲郎

けて、更生保護施設淀川寮に入所したので、難聴のため入所者同士のコミュニケーションがうまくいかずノイローゼ状態となつてしまひ、同年一二月には施設を出て野宿生活に戻ってしまった。

その後佐藤さんは、翌平成九年三月、再度市更相から収容保護決定を受けて更生保護施設自彊館に入所したが、やはり難聴が原因で施設での生活に耐えられなくなり同年八月には施設を出て、再度野宿生活に戻った。

このように佐藤さんは二度にわたって施設を退所して野宿生活に戻ること余儀なくされた。この裁判では、第一に、この施設の退所にあつたての市更相の対応を問題にしている。

本件訴訟の意義（その一）Ⅱ 収容保護から居宅保護への変更が可能であることの説明義務違反

たつて施設を退所して野宿生活に戻ること余儀なくされた。この裁判では、第一に、この施設の退所にあつたての市更相の対応を問題にしている。

り組むようになってからのことである。それまでは、市更相職員は「生活保護に保護変更申請というのではない。申請書を置いていくなら落とす物として扱う」などと言

しかしながら、生活保護法上、野宿者に対しては居宅保護ができないなど制約する規定は一切ない。本件訴訟では、第二にこの点の市更相の対応の違法性を明らかにしたいと考えている。

だが、平成六年ころまでは釜ヶ崎の建設労働者として働いていた。ところが、平成八年ころから持病の難聴が悪化して就労不能となり野宿を強いられることとなった。

本来であれば、佐藤さんのように施設での生活に馴染めない人に対しては、アパートへ転居するた

めには敷金を支給して居宅保護への変更がなされるべきで、市更相はそういう方法があるということ

以上を經過した現時点においても未だ請求原因に対する答弁さえ行っておらずどのような反論をしてくるのかは不明だが、ひよっとすると「野宿者に対して居宅保護の道自体を閉ざしている訳ではない。

そこで、佐藤さんは、平成八年五月、大阪市立更生相談所（市更相）あいりん地区における野宿者を対象とする生活保護の実施機関から施設での収容保護決定を受

変更に耐えられず、野宿生活に戻って行く佐藤さん

本件訴訟の意義（その二）Ⅱ 野宿状態からの居宅保護開始を認めず、一律収容保護とすることの違法性

前述のように野宿状態に戻って

（六面に続く）

# 京都原爆訴訟全国勝訴の報告

弁護士 尾藤 廣 喜

一九九八年二月一日、京都地方裁判所（大出晃之裁判長）は、京都原爆訴訟について、原告のA

さん（京都市中京区在住 七二歳）の請求を全面的に認め、原爆症認定を却下した厚生大臣の処分を取消しと、損害賠償として医療特別手当相当額と慰謝料の一部金として、Aさんが国に請求していた四七二万〇八〇〇円全額の請求を認める画期的な判決を下しました。

このような判決を得ることができたのも、広い国民的な支持のためであり、全国の皆様に本当に心から感謝申し上げます。

Aさんは、広島市の爆心地から約一・八Kmのところまで被爆し、その直後から肝機能障害と白血球減少症に苦しんできました。ところが、厚生大臣は、長崎原爆松谷訴訟と同様に、Aさんの被爆地点の爆心地からの距離だけで、Aさんの症状は原爆の放射線によるものではないとして、原爆症の認定申請を却下したところから、Aさん

は、一九八六年一月一日に京都地方裁判所に訴えを起こしていったものです。

判決は、第一に、五〇年以上にわたって肝機能障害と白血球減少症に苦しんでいたAさんの症状をつぶさに分析したうえで、これが放射線に起因するものであることを真正面から認めた極めて道義性の高い内容となっています。

さらに、第二に、Aさんの症状が放射線によるものであるかどうかの判断についても、「原爆放射線に起因する可能性が相対的に高いことを申請者が証明した場合は、他の科学的専門的な知見によって当該負傷又は疾病が原爆放射線以外の原因によるものとの確定判断ができるべきを除いて、認定をしなければならぬ」として、申請者側の立証責任を大幅に軽減しています。

また、第三に、厚生大臣が原爆症認定の拠り所としていた「DS八六」という線量推定方式について

ても、数々の問題点があるとし、このような基準によってAさんの症状が、原爆放射線以外の原因によるものとは判断できないとしています。

このように、この判決は、厚生大臣の原爆症認定申請大量切り捨て政策によって申請を却下されて

（五面から続く）

佐藤さんに対しては検討の結果収容保護が妥当であると判断したんだ」などと主張してくるかも知れない。しかしながら、先回りして反論すれば、それは全く事実に対する。被告が収容保護決定をしたのは、野宿者に対しては一律居室保護は行わず、少なくとも一旦は必ず施設に収容するとの方針を取っていたからに他ならない。その証拠に、市更相が野宿からの居室保護を認めたことは未だかつて一度もないのである。

本件訴訟の意義（その三） 大阪府知事が審査請求を放置したことの違法性

佐藤さんは、本件の収容保護決定を不服として、平成九年一月、大阪府知事に対して審査請求を申し立てた。生活保護法は、審査請

きた多くの被爆者に対して、認定の大道を力強く切り開くものとなっています。

不当にも国・厚生大臣は控訴しましたが、私たちは、現在最高裁で闘われている長崎原爆松谷訴訟と連帯しながら、全面勝訴と原爆症認定基準の抜本的改正をめざし

求に対しては五〇日以内に裁決をすることを求めている。なのに、大阪府知事が裁決を行ったのは本件提訴直前の平成一〇年一月であって、申立てから実に一年も経過した後であった。その間、我々代理人が抗議書を送付するなどして催促したにもかかわらず、大阪府知事は平然と生活保護法の規定を踏みにじり続けたのである。

釜ヶ崎の野宿労働者は、徹頭徹尾「法」による保護の対象から排除されているという現状には怒りを禁じ得ない。もはや司法の場において権利の救済を図るしか道が残されていないのである。

終わりに  
現在、大阪市内には八〇〇〇人を越える野宿者がいると言われていたが、野宿生活が憲法二五条で保障された最低限度の生活を下回

て、今後も全力をあげて闘います。今後ともご支援をよろしくお願ひします。



ることは明らかである。一方、収容施設は満杯の状態である。

このような状態の中で、野宿者に対する居室保護の道を閉ざし、一律収容保護を行おうとする被告の対応は、野宿者の生活保護を受ける権利を事実上奪うものであって、野宿している者は野垂れ死ねと言ふも同然である。

もはや被告のこの方針が破綻していることは明らかである。住居のない人も住居のある人同様に居室で生活保護が受けられるという余りにも当然のことが実現されることを願って、我々はこの裁判を提起した。

裁判連の皆さんのご支援ご協力を心からお願ひします。